

○郡上市災害用移動設置型トイレ整備促進事業補助金交付要綱

令和8年3月25日告示第37号

郡上市災害用移動設置型トイレ整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震、火災、水害等の災害発生時において、本市のトイレ備蓄の補完をはじめ、避難所の生活環境の改善、平時の住民への普及啓発、地域活性化の取り組みと連動し、快適なトイレ環境を速やかに被災者に提供することを目的に、民間事業者が行う移動設置型トイレの整備に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動設置型トイレ 災害時に指定された場所まで自走または運送等により移動可能な仮設トイレのうち、別表第1の仕様を満たすものをいう。
- (2) 快適トイレ 男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称で、別表第2の仕様（令和2年3月24日付け国技建管第33号国土交通大臣官房技術調査課通知）を満たすトイレをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる事業者は、次の各号の全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 市内に本社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 市から指名停止措置が講じられていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的として事業を行っていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業者が所有し、公租公課及び維持管理のすべての費用を負担すること。
- (2) トイレトレーラーやトイレカーの場合、普通運転免許証（車両総重量8 t未満・AT限定）で運転できる規格であること。
- (3) 中古品でないこと。
- (4) 「快適トイレ」の仕様性能を満たすこと。
- (5) 災害時における物資（仮設トイレ等）の供給に関する協定を事業完了までに市と締結すること。
- (6) 前号における協定に基づき、市に災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合若しくは災害時相互応援協定等に基づく他の自治体に対する支援の際に、市の要請に応じて、移動設置型トイレを48時間以内に貸し出すこと。
- (7) 市がイベント開催等に移動設置型トイレの貸し出しを求めた際は、優先的に貸

し出すこと。

- (8) 移動設置型トイレを市に貸し出す場合、市場価格等を基準に、その2分の1以下の価格で貸し出すこと。
- (9) 補助事業により取得した移動設置型トイレは、少なくとも、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和45年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の7年を経過するまでは、汚損、破損その他機能不具合がないよう管理すること。また、当該耐用年数を経過した後も、使用する限り、その維持管理に努め、市に貸し出すこと。
- (10) 外装は災害時の使用を想定して華美でないものとし、市と協議して決定すること。
- (11) 外装に別表第3に掲げる表示をすること。
- (12) この事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した市の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 移動設置型トイレ本体、その他一体として機能する機器等の購入又は製造等に要する費用
- (2) その他市長が必要と認める経費

（補助対象外経費）

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 移動設置型トイレ導入に要する自動車損害賠償責任保険、自動車重量税
- (2) 移動設置型トイレ導入に要する消費税及び地方消費税相当額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象経費として相応しくないと市長が認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、240万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に定める補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。）
- (2) 見積書の写し（自社調達にあっては、製造原価を示す書類の写し等）
- (3) 性能を確認できるカタログ、仕様書等
- (4) 市税に係る納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、市長が別に定める。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、遅滞なく規則第14条に定める様式に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 移動設置型トイレを納品した写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(処分)

第10条 補助事業により取得した移動設置型トイレは、耐用年数を経過するまでは、処分することができない。なお、耐用年数を経過した後に、当該トイレを処分しようとするときは、処分承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

移動設置型トイレ	
便器	1個室当たり水洗式1器以上
処理方法	タンク式 ※微生物等の消臭技術による対策が講じられていること
便槽タンク容量	400ℓ以上（100回分以上） ※参考 4ℓ/回 × 50人 × 2回/日 = 400ℓ
快適トイレ	別表第2に定める仕様を満たすもの

別表第2（第2条関係）

「快適トイレ」の標準仕様

項目	内容
1 移動設置型トイレに求める機能	(1) 洋式（洋風）便器 (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む） (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上）
2 付属品として備えるもの	(7) 男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置（周囲からトイレの入口が直接見えない工夫等） (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置） (10) 鏡付き洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品
3 推奨する仕様、付属品（満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。）	(12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上） (13) 擬音装置（機能を含む） (14) 着替え台（フィッティングボード） (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

郡上市

このトイレは郡上市災害用移動設置型トイレ整備促進事業補助金を受けており、郡上市との災害協定に基づき、災害発生時には避難所に設置します。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

郡上市長

住所
名称
代表者氏名

処分承認申請書

郡上市災害用移動設置型トイレ整備促進事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、郡上市災害用移動設置型トイレ整備促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産

- 2 処分の内容

- 3 処分しようとする理由